



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年3月31日(火) 号外(第15号)

目次

ページ

人事委員会規則

- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 2
- 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則 2
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 3
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 4
- 群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 4
- 群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 4
- 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 4
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 5
- 群馬県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 5

人事委員会訓令

- 群馬県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 5

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第十二号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一医療職給料表(一)の項適用する機関の欄1中「~~群馬県立総合医療センター~~」を「~~群馬県立総合医療センター~~」に改め、同表医療職給料表(二)の項適用する機関の欄2中「~~群馬県立総合医療センター~~」を「~~群馬県立総合医療センター~~」に改め、同表医療職給料表(三)の項適用する機関の欄1中「~~群馬県立総合医療センター~~」を「~~群馬県立総合医療センター~~」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第十三号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第二十八条の二第二号中「臨時又は非常勤(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)である者」を「法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員」に改める。

第二十八条の七第二項第一号中「第六号及び第九号に掲げる職員(同号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)」を「及び第六号に掲げる職員並びに法第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員」に改める。

第二十九条第二号中「又は第九号から第十一号まで」を「第九号又は第十号」に改める。

第二十九条の五第二項第一号中「第六号及び第九号に掲げる職員(同号に掲げ

る職員にあつては、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)」を「及び第六号に掲げる職員並びに法第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員」に改める。

第二十九条の七第一項第一号中「百分の百十七・五以上百分の百九十五」を「百分の百十五以上百分の百九十」に、「百分の百四十一・五以上百分の百三十五」を「百分の百三十九以上百分の二百三十」に改め、同項第二号中「百分の百六以上百分の百十七・五」を「百分の百三・五以上百分の百十五」に、「百分の百二十七以上百分の百四十一・五」を「百分の百二十四・五以上百分の百三十九」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の九十四・五」を「百分の九十二」に、「百分の百十四・五」を「百分の百十二」に改める。

別表第一県庁の項中「麻薬取締員」の下に「(管理職手当の支給を受ける者を除く。)」を加える。

別表第三のうち一知事の事務部局の表県庁の項中「課長(群馬県行政組織規則(昭和三十三年群馬県規則第七十一号)第十二條第一項に規定する主管課(以下「主管課」という。))の課長に限る。」を「課長(群馬県行政組織規則(昭和三十三年群馬県規則第七十一号)第十二條第一項に規定する主管課(以下「主管課」という。))の課長に限る。」に、

「室長(課に相当する室の室長に限る。)
所長(総務事務センター及び県民センターの
主監(秘書課の主監に限る。))
次長(秘書課、人事課及び財政課の次長に限る。)」

所長並びに群馬県公立大学法人に勤務する所長に限る。」を「次長(秘書課、人

事課及び財政課の次長に限る。)」に、

「室長(課に相当する室の室長を除く。)
所長(総務事務センター及び県民センタ

ーの所長並びに群馬県公立大学法人に勤務する所長を除く。)」を「室長
に、
所長」

専門官(滞納整理専門官を除く。)	
専門官(滞納整理専門官に限る。)	九種

を
に改め、

別表第三のうち一知事の事務部局の表地域機関及び専門機関の項中「局長(振興局長を除く。)」を「局長(振興局長を除く。)」を「局長(振興局長を除く。)」

に、「西部森林環境事務所、」を「西部環境森林事務所、」に、「西部森林環境事務所長」を「西部環境森林事務所長」に改め、「近代美術館長、土屋文明記念文学館長」を削り、「副所長」を「支所長」に改め、「支所長」を「副所長」に、「副所長」を「支所長」に改め、「及び藤岡行政県税事務所の専門官」を削り、別表第三のうち三教育委員会の表事務局の項中「課長(総務課の課長を除く。)」を「課長(総務課の課長を室長(課に相当する室の室長に限る。))」を「課長(総務課の課長を除く。)」に改め、「(課に相当する室の室長を除く。)」を削り、「社会教育主監」を「社会教育主監 文化財主監 埋蔵文化財」に改め、「(課に相当する室の室長を除く。)」を削り、「文化財専門官」を「次長(課付の次長に限る。)」に改め、別表第三のうち三教育委員会の表教育機関等(学校を除く。)の項中

「社会教育主監」に、「次長(課付の次長に限る。)」を「次長(課付の次長に限る。)」に改め、別表第三のうち三教育委員会の表教育機関等(学校を除く。)の項中

館長(図書館の館長に限る。)	二種
所長(総合教育センターの所長に限る。)	四種
館長(生涯学習センターの館長に限る。)	五種
副所長	
館長(図書館及び生涯学習センターの館長を除く。)	六種

「室長 副館長」を「室長」に改める。
様式第二号中

届出の理由(該当する□にシ印を付すこと。)

□1 新たに職員となった。
□2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある。
□3 扶養親族たる要件を欠くに至った者(子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く。)がある。

を

届出の理由(該当する□にシ印を付すこと。)

□1 新たに職員となった。(行9級職員等にあつては、扶養親族たる子がある場合に限る。)

□2 行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった(子以外の扶養親族がある場合に限る。)

□3 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある(行9級職員等にあつては、子に限る。)

□4 扶養親族たる要件を欠くに至った者(子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除き、行9級職員等にあつては、子に限る。)

「2又は3」を「3又は4」に改める。
〔職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正〕
第二条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年群馬県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
附則第四項中「百分の百九十五」を「百分の百九十」に、「百分の二百三十五」を「百分の二百三十」に改める。

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
2 令和二年六月に支給する期末手当又は勤勉手当に係る在職期間又は勤務期間の算定については、第一条による改正前の職員の給与の支給に関する規則第二十八条第九号に規定する臨時又は非常勤の職員(以下「臨時非常勤職員」という。)は同規則第二十八条の七第一項又は第二十九条の五第一項に規定する群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号)の適用を受ける職員と、臨時非常勤職員(勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)として在職した期間は第一条による改正後の同規則第二十八条の七第二項第一号又は第二十九条の五第二項第一号に規定する地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員として在職した期間とみなす。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年三月三十一日
群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第十四号
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
職員の任用に関する規則(昭和三十六年群馬県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。
別表一企業局の部県庁の項中「所長 次長 主席工事専門検査員」を「次長」に改め、同部地域機関の項中「吾妻発電事務所湯川支所長(統括)」を「吾妻発電事務所

湯川支所長(総括)に改め、同表教育委員会の部事務局の項中「文化財主監 埋蔵文化財主監 次長 文化財専門官」を「次長」に改める。

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

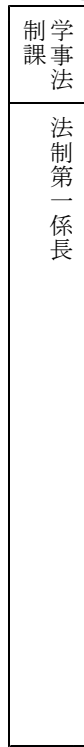
群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年群馬県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表知事事務局の項中「総務事務センター、県民センター及び緑化推進課」を「森林保全課」に、「企画課、こども政策課、林政課」を「戦略企画課、環境政策課」に、「総務課組織係長」を「総務課法制係長及び組織係長」に、「同係」を「同課組織係」に、「秘書係長」を「秘書第一係長 秘書第二係長」に、「管財課」を「財産有効活用課」に改め、



を削り、



に、「資金管理係長」を「資金・決算係長」に改

める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十六号

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年群馬県人事委員会規則第二

十一号)の一部を次のように改正する。
第二条の七第二項第二号中「土屋文明記念文学館又はスポーツ振興センター」を「又は土屋文明記念文学館」に改める。
第二条の十第四項に次の一号を加える。

三 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二条第一号に規定する障害者である職員のうち、同法第三十七条第二項に規定する対象障害者である職員及び当該職員以外の職員であつて勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として衛生管理医(知事が労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第十四条第二項に定める要件(以下この号において「産業医の要件」という。)を備えた医師である職員のうちから指名し、又は産業医の要件を備えた医師である者として委嘱したものをいう。)が認める職員

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十七号

群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則(平成十一年群馬県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「緑化推進課」を「森林保全課」に改める。
第十五条第一項中「管財課、コンベンション推進課」を「財産有効活用課、イベント産業振興課」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十八号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成十一年群馬県人事委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「若しくは第九号から第十一号まで」を「第九号若しくは第十

号」に改め、「(同条第九号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)」を削る。

附則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第四条に定めるもののほか、令和二年六月に支給する期末手当に係る職員の育児休業等に関する条例(平成四年群馬県条例第一号)第七条第一項の人事委員会規則等で定める期間については、職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(令和二年群馬県人事委員会規則第十三号)附則第二項、群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和二年群馬県人事委員会規則第五号)附則第二項又は群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和二年群馬県教育委員会規則第二十三号)附則第二項の規定の例による。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第十九号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成十四年群馬県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三十号を第三十一号とし、第二十五号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

第三条中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第二十号

群馬県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の退職管理に関する規則(平成二十八年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「次に掲げる法人」を「群馬県職員退職手当に関する条例(昭和二十八年

群馬県条例第五十一号)第六条の四第一項に規定する地方公社又は同条例第七条第五項第二号に規定する公庫等」に改め、同条各号を削る。

第五条中「前条各号に掲げる法人」を「退職手当通算法人(同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。)」に、「当該法人」を「退職手当通算法人」に改め、「(昭和二十八年群馬県条例第五十一号)」を削る。

第九条中「第四条各号」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成十四年群馬県人事委員会規則第五号)第二条各号」に改める。

第十四条第一号中「課長、室長及び所長」を「及び課長」に改め、同条第二号中「課長及び室長(課内室の室長を除く。)」を「及び課長」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十四条第一号及び第二号の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第九条の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

人事委員会訓令

群馬県人事委員会訓令第一号

群馬県人事委員会事務局

群馬県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

群馬県人事委員会事務局処務規程(昭和三十五年群馬県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の五年保存文書の項第四号及び四年保存文書の項第二号中「臨時職員の雇用」を「会計年度任用職員の任免」に改める。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
